

政令第三百十号

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三